

○美馬市生涯活躍のまち推進会議設置要綱

平成28年3月10日

告示第34号

(設置)

第1条 美馬市生涯活躍のまち構想及び前期基本計画に基づき、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「美馬市生涯活躍のまち形成事業」という。）の推進を図るため、美馬市生涯活躍のまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美馬市生涯活躍のまち形成事業計画の検討に関する事。
- (2) 美馬市生涯活躍のまち形成事業計画に基づく事業の進捗状況の管理及び運営状況の評価に関する事。
- (3) 美馬市生涯活躍のまち後期基本計画の検討に関する事。
- (4) その他美馬市生涯活躍のまち構想の推進に関する事。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の関係者
- (3) 医療に関する団体の関係者
- (4) 福祉及びボランティアに関する団体の関係者
- (5) 生涯学習に関する団体の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 空き家の改修に知見を有する者
- (8) 事業計画に基づき事業を実施する地域の関係者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりそれぞれ定める。
- 3 委員長は、推進会議を統括し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

美馬市生涯活躍のまち推進会議委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	要綱第3条各号
中 岡 泰 子	四国大学生生活科学部生活科学科 教授	(1)
小 山 高 弘	徳島県保健福祉部長寿いきがい課 係長	(2)
栗 原 孝 司	徳島県西部総合県民局企画振興部 部長	(2)
谷 口 博 美	一般社団法人美馬市医師会 会長	(3)
梶 浦 豊 子	社会福祉法人美馬市社会福祉協議会 会長	(4)
徳 山 直 人	四国大学SUDA c h i 推進室地域連携コーディネーター（西部地区スーパーサテライトオフィス）	(5)
北 岡 武 義	美馬市シニアパワー推進協議会 副会長 徳島県シルバー大学校美馬校OB会連合会 会長	(5)
佐 藤 達 郎	特定非営利活動法人うだつコミュニティースポーツクラブ 会長	(5)
田 村 俊 明	株式会社阿波銀行脇町支店 支店長	(6)
富 本 良 治	株式会社徳島銀行脇町支店 支店長	(6)
藤 本 実	公益社団法人徳島県建築士会美馬地域会 副会長	(7)
佐 藤 賛 治	美馬市自治会連絡協議会 副会長（脇町地区）	(8)
西 口 善 広	小星自治会 会長	(8)
中 野 耕次郎	小星廻りおどり保存会 会長 （小星自治会から推薦を受けた者）	(8)
上 田 薫	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会 障害者支援施設 小星園 施設長	(8)
津 川 史 郎	社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会 障害者支援施設 ルキーナ・うだつ 施設長	(8)
藤 川 一 郎	ふるさとわきまち株式会社 代表取締役	(9)